

**熊本県立熊本農業高等学校
いじめ防止基本方針
(重大事態への対応マニュアル)**

平成28年3月策定

令和2年12月改訂

熊本県立熊本農業高等学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 組織の設置等	
3 本校の基本方針の内容	
4 いじめの定義	
5 いじめの理解	
6 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
2 いじめの防止及び早期発見の取り組み	
3 いじめに対する措置	
4 いじめの解消	
第3 重大事態への対処	13
1 重大事態への対応	
2 調査結果の提供及び報告	
参考資料	17
○ いじめ防止等に向けた年間計画表	
○ いじめ問題対応マニュアル	

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめほどの生徒にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることも十分に認識しなければならない。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本校においても毎年数件のいじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもある。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題である。心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この熊本県立熊本農業高等学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下、「国の基本方針」という。）並びに、「熊本県いじめ防止基本方針」（平成29年3月14日最終改訂。以下、「県の基本方針」という。）を踏まえ、本校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のため対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置く（法第22条）こととなっている。

本校においては「いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置する。

ア 構成員

対策委員会は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健主事、該当学科主任、該当学年主任、人権教育主任、教育相談主査、養護教諭、外部専門家、その他必要な教職員とする。

イ 組織の役割

対策委員会は学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(イ) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(ウ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(オ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(カ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(キ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ク) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(2) 学校いじめ調査委員会

学校の設置者又はその設置する学校は、その下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

本校においては「いじめ調査委員会」を設置する。

3 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題

への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

なお、本校の基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本県において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、本校の基本方針に沿った対策の実現のためには、生徒、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

おって、より実効性の高い取組を維持するため、本校の基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「いじめ対策組織（対策委員会）」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人が、そのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等について、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から始まった行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態度は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。(平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」を参照)

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

6 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

（1）いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを産まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されな

い」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について学校関係者全体に認識を広め、家族、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が推進し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることを認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に、寮生活や下宿生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮や下宿を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏

み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての生徒が、発したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携について

社会生活で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会（総合型コミュニティースクール制度）を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

その上で、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施するもの

いじめの防止等のために学校が実施すべき対策は、以下のとおりである。これらを実施するにあっては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側生徒が我慢すべき」、「被害生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあってはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国及び県の基本方針、並びに市町村が策定する地方いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識できるものでなければならない。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）などが必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアル（以下「早期発見・事案対応マニュアル」という。）を定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対応の行動計画となるよう、事案対応に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ対策組織」の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。その際は、県が作成するいじめの加害者と疑われる生徒に対する指導の手引きを活用する。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校いじめ防止基本方針の記載内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかについて「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対応マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるよう配慮することから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 いじめの防止及び早期発見の取り組み

学校いじめ防止基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行い、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

また、校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努める。

ア いじめの防止

- (ア) いじめはどの子供にも起こりうる。生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく。
- (イ) 生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。
- (ウ) 生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。加えて、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育（SOSの出し方や受け方に関する教育）の実践が望まれる。
- (エ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (オ) 県教育委員会や民間団体が開催している集会等を活用して、生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。
- (カ) 生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、生徒の発達段階に応じて、指導する。
- (キ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、児童生徒個々の行動に反映される取組を進める。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点である。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童生徒の発達段階に応じて設ける。

(2) いじめの防止等に関する具体的取組

ア LHRにおいての人権教育

1年次は、「なかまづくり」や「いじめ」など身の回りの差別を学ぶことで、人権問題の正しい理解と認識を深め、相互の人権を尊重する生活態度の育成を目指し、自尊心を育む。

2年次は、被差別部落の歴史や背景、性差別や就職差別など、差別の具体的な事例を学ぶことで、差別を見抜き差別を許さず差別をなくす科学的合理的判断力と実践力の育成を目指す。

3年次は、就職差別や結婚と性差別などについて学ぶことで、基本的人権尊重の精神と実社会での実践力の育成を目指す。

イ 特別活動

1年生の1学期に実施する集団宿泊研修や2学期末に実施する修学旅行、部活動、生徒会活動、学校農業クラブ活動、家庭クラブ活動等をとおして、集団における個人の果たす役割や意義について学び、他者との協調やお互いを思いやる精神を身につけさせる。

ウ 職業教育

栽培や飼育実習をとおして、生き物を慈しみ大切にすることを育てるとともに、日々の実習に取り組む中で責任感や協調性を身につけさせ、他人を思いやり共に生活していく共生の精神を育む。

エ 特別支援教育

1学期に、新入生のこれまでの生活や学習の状況を把握・点検し、中学校と連携して支援の必要性の有無を検討する。また、生徒個々についての理解を深めるために、スクールカウンセラーや地区コーディネーター等による研修を実施する。2学期からは、支援を要する生徒に対する具体的な取組を検討し、職員全体及び関係機関との連携のもと支援を実施していく。このような取組を通して、支援を要する生徒を始め学校生活に適応困難な生徒に対する理解を深め、いじめを未然に防止する。

オ 情報モラル教育

大多数の生徒が携帯電話やスマートフォンを所持している。SNSの普及により、これらが原因で友人間のトラブルやいじめにも発展しかねない状況がある。これらを未然に防止するため、年度当初に情報モラルについての指導を実施する。また、農業情報処理の科目においても情報モラル教育を取り扱うものとする。

カ 生徒会活動

5月にいじめ防止のスローガンを募集し、6月の生徒総会で「熊農いじめ防止宣言」を行う。また、人権子ども集会等に参加し、人権意識の高揚を図る。

いじめについては、何より生徒自身が自らのこととしてとらえる必要がある。生徒会や人権委員会が主体となって、さまざまな機会をとおしていじめ防止を生徒に呼びかけ、いじめ防止に向けた活動を行う。

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

ア アンケート調査

1学期及び3学期に「学校生活アンケート」を、2学期に「心のアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。

イ 教育相談

普段から生徒たちが気軽に相談できる環境づくりに努める。また、毎月2～3回希望者に対するスクールカウンセラーによる面談を実施し、いじめの予兆をいち早く察知し早期の対応をとることで、いじめの防止と初期の段階での解決を図る。

ウ 個別面談

授業や休み時間などの様子を観察したり、学級日誌の内容や生徒たちとの雑談などにより、生徒の生活状況に常に気を配り、必要に応じて個別の面談を実施する。

エ 相談窓口の周知

月2～3回のスクールカウンセラーの来校日を、担任や学校安心メール等を通じて生徒や保護者に周知し、気軽に相談するよう促す。

オ いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を全生徒が登録し、緊急時には連絡できるようにする。

カ 校内研修

いじめ問題についての職員研修を実施するとともに、人権同和教育研修や特別支援教育研修においても、いじめ防止の視点を交えながら研修を行う。日常に潜む些細な言動に気付けるようにする。

キ チェックリストの作成

具体的な生徒の変化を発見するために、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

3 いじめに対する措置

(1) いじめに対する措置の考え方

ア 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。

イ 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。

ウ 「いじめ問題対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

エ いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

オ 必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておく。

カ 重大事態発生時には、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

(2) いじめに対する対応

ア いじめの発見、連絡、通報等

いじめられている本人からの訴えや、教職員による発見・気づき、他の生徒や保護者、地域の方々からの報告・連絡・相談があった場合、情報集約担当者（生徒指導主事）や関係職員に報告するとともに組織として対応する。

イ 初期対応（第一に、いじめられた生徒の安全確保）

生徒からの聴き取りは、性別や背景等に応じた適切な配慮を行い、原則複数名で行う。第一に、いじめを訴えてきたもしくは、いじめられたとされる生徒の主張を迅速に傾聴する。

いじめたとされる側の生徒に対しては、具体的な行為の内容や行為に至った考えを中立の立場で正確かつ客観的に把握する。この時点では、加害者と決めつけたり説諭したりしないようにする。また、威圧的な言動による聴き取りは、内容の信憑性が失われるため、暴言や体罰などは絶対に行わない。

第三者としてその場にいた生徒や職員からも、より客観的な情報を収集し、事実を正確に把握する。

複数人から聴き取った内容は、整合性を確認し、必要に応じて再び聴き取る。内容は、随時、関係する学年主任や学科主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談部長、管理職等に報告する。

重大ないじめが予想される場合は、教育委員会へ電話で第一報を入れる。その後、いじめと認定された以降は継続的に報告する。必要に応じて、報道機関への対応や関係機関との連携を図る。

ウ いじめ問題対策委員会等による検討

事実が確認されたら、いじめ問題対策委員会により情報の共有を図るとともに、いじめとしての認定および今後の対応について検討する。その結果を受けて、必要があれば学年会や生徒指導部会、教育相談委員会、人権教育推進委員会等必要な部署でも検討する。

エ 臨時職員会議

いじめと認定された場合または全職員の理解が必要と思われる場合は、臨時の職員会議を開き全職員で情報交換を行い、対応を協議する。その上で統一理解のもとに、組織として対応していく。

オ 具体的対応

被害者に対しては、まず安全確保を図るとともに、全教職員で支えていく。加害

者に対しては、動機や言い分をしっかりと聞いたうえで、いかなる場合でもいじめは許されないことを理解させる。第三者的立場の生徒には、傍観することはいじめを認め助長させることを理解させ、いじめを許さないという意識を高めさせる。

被害者と加害者の保護者には、関係職員で家庭訪問するか、もしくは学校へ来校してもらい、事実を正確に伝え、いじめ問題に対する理解を得た上で謝罪の場を設ける。また、恐喝や暴行といった事案に対しては、警察とも連携した対応を図る。

カ 事後指導

加害者に対して指導を行うとともに、関係するクラスや学年、場合によっては関係生徒への説明と指導を行う。被害者に対しては、心のケアやカウンセリングを継続して行っていく。また、事例を分析のうえで指導のあり方等の改善策を立て、より一層、人権教育を徹底させるとともに日常の取組体制の強化を図る。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（1） いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ問題対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（2） 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

イ 特に、寮生活を送っている生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ問題対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く

観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点を自校化したマニュアルを整備し、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有する。さらに、「いじめ問題対策委員会」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。

第3 重大事態への対応

1 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実確認を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の対応

- ア 重大事態の報告、調査組織

重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告するとともに、調査組織

を設置する。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、県教育委員会と協議のうえ決定する。

(ア) 県教育委員会が調査主体となる場合

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となつて行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

なお、この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速や

かに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて県教育委員会からの指導・支援を受け、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

エ その他留意事項

重大事態については、県教育委員会の支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、教職員の中で学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、重大事態が発生した際は、連携して対応に当たるようにする。さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、調査を行う場合、県教育委員会に情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を求める。学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

いじめ防止等に向けた年間計画表

時期	主な行事	未然防止の取組	早期発見の取組	職員研修等の実施及び評価
日常		生徒理解を深める わかる・規律ある授業の実践 道徳教育の充実 人権教育の充実 情報モラル教育の充実 相談しやすい雰囲気づくり 信頼関係を深める	日常の生徒観察 日々の授業評価 相談に対する真摯な対応 SOSの出し方受け方に関する教育	朝会等での啓発や情報共有 教師自らの言動に注意を払う 生徒及び保護者との良好な関係構築 SOSの出し方受け方に関する教育の研修
4月	春季休業 始業式 入学式 新入生宿泊研修	新学期の生活について指導 (目標設定) 体育大会に向けた意識づくり Q-U実施		新入生の情報収集・共有 生徒理解研修 いじめ問題対策委員会 (年間計画)
5月	PTA総会 体育大会 中間考査 高校総体 総文祭	協力して行事に取り組む 他校の生徒と友好を深める		生徒理解強化月間
6月	生徒総会 新体力テスト 期末考査	「いじめ防止宣言」を行う 「いのちの大切さ」教育 交通安全教育	第1回学校生活アンケート 教育相談	アンケートの分析
7月 8月	終業式 南園の翼 始業式 夏季休業	生徒理解研修 夏季休業中の過ごし方についての指導 他校の生徒と友好を深める 新学期の生活について指導 (目標設定)	家庭訪問(1年生)	いじめ問題対策委員会 (1学期までの結果)を元に いじめ問題等に関する職員研修
9月		携帯機器教育		
10月	中間考査			生徒理解強化月間
11月	南園祭 (文化祭)	協力して行事に取り組む	心のアンケート	アンケートの分析
12月	終業式 冬季休業	生徒理解研修 冬季休業の過ごし方についての指導		いじめ問題対策委員会 (2学期までの結果)を元に いじめ問題等に関する職員研修
1月	始業式 3年学年末考査	新学期の生活について指導 (目標設定)		生徒理解強化月間
2月	前期選抜 1・2年学年末考査	現場実習(2年) 家庭学習期間の取組 学年末考査に向けた学習指導	第2回学校生活アンケート	いじめ問題対策委員会
3月	終業式 後期選抜 春季休業	生徒理解研修 春期休業中の過ごし方についての指導		今年度の結果を元にいじめ 問題等に関する職員研修

いじめ問題対応マニュアル【いじめの未然防止：いじめに対する正しい理解、PTA間の良好な人間関係、多様性を認め合う学校】

1 いじめの早期発見 ①日常生活の観察【教師の気付き・教師自らの些細な言動にも注意 ②生徒及び保護者の訴え・第三者からの情報提供：複数で対応し、傾聴する。
③教育相談・アンケートやいじめ匿名連絡サイト：定期的を実施・確認する。 ④事案の発見：情報集約担当者（生徒指導主事）に直ちに報告する。

いじめの発見後は、以下のとおり
「いじめ問題対策委員会」で協議

[委員会メンバー]
校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・当該学年主任・当該学科主任・教育相談部長・保健主事・生徒支援教員
人権教育主任・外部専門家・その他関係する職員

2 調査方法の確認・情報収集・いじめの認知

- ①事実確認等の調査は、生徒指導主事が計画【各分掌部と連携し組織的に対応】
- ②被害の疑いのある生徒の安全確保及び聴取【はじめに被害の疑いのある生徒を聴取】
- ③加害の疑いのある生徒の聴取【断定や説諭等はせず、中立性を保ち聴取】
- ④関係する生徒や教職員からの聴取【状況に対して協力を仰ぐスタンスで聴取】
- ⑤聴取した内容をまとめ、委員会で情報共有
- ⑥いじめの認知は法の定義に基づき、校長判断
- ⑦事実確認後は速やかに被害生徒及び保護者に説明。説明は、状況に応じて適切な方法かつ、適切な立場の者が実施。

[聴取時の注意点]

- ・聴取は、生徒の性別や背景に配慮し、原則複数名で対応する。
- ・どのような行為があったか、中立の立場で客観的に確認する。
- ・聴取内容は、生徒と確認をしながら適切に記録する。
- ・聴取内容は、他の生徒との整合性を確認し、必要に応じて再度聴取する。
- ・生徒や保護者と接する担任等の立場が担保できるよう組織的に配慮する。

3 対応方針等の決定 ⇒ 対応方針の最終的な決定は職員会議を経て校長が行う。

- ①役割分担の決定【役割分担は生徒指導主事が計画し、職員それぞれの役割や留意点、対応状況について情報交換できるケース会議を開催】
- ②対応方針に対する全職員の共通理解【職員会議でいじめ問題対策委員会での協議内容を報告し、いじめの解消に向けて全職員で組織的に対応】
- ③警察・児童相談所との連携・調整【いじめが犯罪として取り扱われる可能性がある場合は、警察や児童相談所（17歳まで）と連携して対応】
- ④関係生徒及び保護者等への対応方針の説明【報告は状況に応じて適切な方法かつ、適切な立場の者が実施。関係生徒及び保護者に対して対応状況を継続して共有】

[対応時の注意点]

- ・被害生徒及び保護者に対しては、「いじめから守り抜く」という姿勢を示す。
- ・対応方針未決のまま、別室指導や自宅待機等の期間を長期化させない。別室指導や自宅待機等の期間については、出席日数等の扱いを生徒及び保護者に説明する。
- ・対応方針の決定に迷う場合は、関係機関や教育委員会に相談し、いじめ問題等緊急支援員の派遣要請を行い、専門家の意見を求める。

4 解消に向けた取組 ⇒ 事案に応じて関係機関や専門家の助言を得ながら、計画的・組織的に実施する。

- ①被害生徒への支援・ケア【訴えや要望を共感的に受け止める。安心して相談できる場の提供。外部専門家と連携した不安の解消】
- ②加害生徒への指導・支援・ケア【言動が相手を傷つけていることに気付き、内省し、今後の行動につなげる。単なる処罰にならないよう心理面の支援やケアも重要】
- ③関係保護者との情報共有・支援【支援や指導の進捗状況や見通し等について適切に情報提供。家庭での様子などの情報収集】
- ④関係生徒及び保護者への対応・支援【必要に応じて支援やケアを実施。無関心な生徒にはSOSの出し方に関する教育と関連させ、いじめは集団の課題であると指導】
- ⑤PTA・地域・関係機関等との連携【必要に応じて、PTAや地域の協力や関係機関や専門家の助言を得る】

[取組時の注意点]

- ・過剰な要求等に対しては、その要求の背景にある事情等も十分に留意し、場合によっては県教育委員会やスクールロイヤー等に相談し対応する。
- ・謝罪の仲介を行う場合は、十分と準備と調整の上、和解の見通しをもって謝罪の場を設定する。
- ・加害生徒及び保護者と被害生徒及び保護者または関係生徒及び保護者の情報交換の場においては、一方の保護者が同席する場合は、必ずもう一方の保護者も同席する。

6 解消の判断 ⇒ 以下の2条件が満たされていることを含め、「いじめ問題対策委員会」で生徒の状況を総合的に判断し校長が判断する。

- ①解消の条件：「いじめに係る行動が3か月以上ない」「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」【当該生徒や保護者と面談をして解消とする旨の了承を得る】
- ②解消後も生徒及び保護者の安心感が損なわれないよう、必要な配慮や見守りを継続【定期的な面談や教育相談、アンケートを実施】